

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
糸満市	兼城地区	令和3年9月9日	令和2年3月31日

1.対象地区の現状

①地区内の耕作面積	184.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	104.2ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	66.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	57.8ha
④地区内における中心経営体の耕作面積の合計	25.6ha

2.対象地区の概要

兼城地区は、西側と武富の中心部に市街化区域があり、流通拠点へのアクセスがしやすい地域である。農用地は緩傾斜面が織り成す比較的变化のある丘陵地形で、農業基盤の整備も比較的進んでいます。土壌はアルカリ性の保水力が強いジャーガルが広がっています。作目としては、サトウキビや野菜を主体とした地域である。

3.対象地区の課題

兼城地域は畑地かんがい排水の整備が十分ではない地区が多く、農業用水の確保に労力を費やすため、土地改良区に耕作放棄地が散見される。土地改良区内の道路舗装が未整備地区が多い。高齢農家が多く、兼業農家も多い。地区全体で高齢化が進行しており、10年後には農地の約半数が75歳以上となる。

4.対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【兼城A地区（北波平・武富地域）】
 この地区は区画整理は行われているが、かんがい排水の整備がされておらず農業用水の確保が問題となっている。農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【兼城B地区（阿波根・潮平地域）】
 この地区は、市街化区域及び豊見城市に接している。担い手不足解消のためには、隣接市町村から中心経営体の受入も視野に入れる。農地利用は（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する市内外の認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【兼城C地区（座波・賀数地域）】
 耕作放棄地が多い地区である。農地利用については、耕作放棄地対策等の事業を活用し（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

【兼城D地区（照屋・兼城地域）】
 土地改良区以外の農地は、起伏が割合激しく、森林原野が混在している。農地利用については耕作放棄地対策事業を活用し（表1）の中心経営体である認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者が担うほか、小作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4.対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・耕作放棄地の増加の抑制を図り、耕作放棄地対策等の事業を活用するとともに、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、基本構想水準到達者へ農地集積を行っていく。
- ・円滑化団体（JA）による農地集積事業において期限が到達した農地については、農地中間管理事業へ引き継いでいく。後継者がいない農地についても、積極的に農地中間管理事業を利用して農地集積を促進する。

5.兼城地区における中心経営体の状況

(表1)

地区コード	A地区	B地区	C地区	D地区
	北波平・武富士 地改良区周辺	阿波根土地改良 区周辺	座波土地改良区 周辺	照屋土地改良区 周辺
①認定農業者	4	5	5	2
②認定新規就農者	3	4	2	1
③基本構想水準到達者	0	0	1	0
④上記に該当しない中心経営体	7	3	8	1
⑤集落名	北波平 武富	阿波根 潮平	座波 賀数	照屋 兼城